

平成15年12月24日
総務省

「平成15年度に中期目標期間が終了する独立行政法人の見直しについて」 の行政改革推進本部決定

- 独立行政法人制度を所管する総務省行政管理局におきましては、本年8月1日に各独立行政法人の中期目標期間終了時の主務大臣の組織・業務全般の検討に当たっての客観的な基準である「中期目標期間終了時における独立行政法人の組織・業務全般の見直しについて」を閣議決定したところです。
- 今般、上記閣議決定に基づき、平成15年度に中期目標期間が終了する独立行政法人教員研修センターについて、政府の行政改革推進本部に対し、文部科学大臣から組織・業務全般の見直し案が提出され、同本部の求めに応じて総務省の政策評価・独立行政法人評価委員会から意見が提出されたところであり、これらを踏まえて、本日、同本部において別添「平成15年度に中期目標期間が終了する独立行政法人の見直しについて」のとおり、同法人の見直し案が了承されましたので、公表するものです。

平成15年度に中期目標期間が終了する独立行政法人の見直しについて

平成15年度で中期目標期間が終了する独立行政法人は独立行政法人教員研修センター1法人であるが、次の見直しを行う。

- ◆ 民間にできるものは民間にゆだねる、地方にできるものは地方にゆだねるとの観点から、以下の研修に特化・集中
 - 1) 各地域で中核的な役割を担う校長として期待される者に対する学校管理研修
(例:国の教育改革、教育法規等の研修)
 - 2) 喫緊の重要課題について地方公共団体の先行段階として行う研修
(例:小学校段階からの職業への意識向上のための教育研修)
 - 3) 地方公共団体の共益的事業として例外的に実施する研修
(例:民間企業等への教職員国内派遣研修)
- ◆ 真に国の研修として行うべきものとして、1)に重点化
(48事業(平成15年)→25事業(平成18年) 例:英語教育指導者講座の廃止)
- ◆ 2)について、廃止期限・見直し期限を設定
- ◆ 3)について、運営費交付金に依存しないよう研修の派遣者負担を導入

参考1 中期目標期間終了時の見直しの仕組み

中期目標期間最終年度の

- 8月 主務大臣は組織・業務全般の見直し案を作成し、予算等を要求
- 10月～11月 政策評価・独法評価委員会が主な事務・事業の改廃に関する勧告の方向性を指摘
- 12月 主務大臣は再検討し、政府行政改革推進本部の議を経た上で見直し内容を決定
- 1月以降 次期中期目標・中期計画を策定、新中期目標期間の開始

参考2 今後、中期目標期間が終了する法人

- 平成16年度 独立行政法人産業技術総合研究所など3法人
- 平成17年度 独立行政法人国立美術館など52法人
- 平成18年度 独立行政法人国際協力機構など8法人
- 平成19年度 独立行政法人国民生活センターなど27法人

中期目標期間終了時に向けた独立行政法人の見直しの概要

(平成15年8月1日 閣議決定)

中期目標期間最終年度の
8月

主務大臣は各府省評価委員会の意見を踏まえ、組織・業務全般の見直し案を作成し、予算等を要求。



10月頃

総務省の政策評価・独立行政法人評価委員会は、中期目標期間終了時の見直しの勧告の方向性等を指摘。



11月頃

主務大臣は総務省の政策評価・独立行政法人評価委員会の上記指摘を踏まえ、見直し内容を検討。
与党・査定当局は上記指摘を踏まえた見直し内容について、ヒアリング・調整等。



12月

政府行政改革推進本部において主務大臣は見直し内容を説明、その議を経た上で決定。



1月

3月

主務大臣は(法改正が必要な場合)独法個別法改正案を検討・提出
主務大臣・各法人は次期中期目標・中期計画を策定。



4月

新しい中期目標期間開始

※ また、本閣議決定で以下の内容を見直しの基準として決定。

- 1) 独立行政法人の業務全般にわたる見直しの視点
- 2) 事務及び事業の改廃に係る具体的措置
- 3) 組織形態に関する見直しの具体的措置

中期目標期間終了時別独立行政法人

平成15年度末【1
法人】
(平成16年3月31
日)

◎独立行政法人教員研修センター

平成16年度末【3
法人】
(平成17年3月31
日)

独立行政法人国立公文書館
◎独立行政法人日本貿易保険
独立行政法人産業技術総合研究所

平成17年度末【52
法人】
(平成18年3月31日)

独立行政法人駐留軍等労働者労務管理機構
独立行政法人消防研究所
独立行政法人酒類総合研究所
独立行政法人国立特殊教育総合研究所
独立行政法人大学入試センター
独立行政法人国立オリンピック記念青少年総合センター
独立行政法人国立女性教育会館
◎独立行政法人国立青年の家
◎独立行政法人国立少年自然の家
独立行政法人国立国語研究所
独立行政法人国立科学博物館
独立行政法人物質・材料研究機構
独立行政法人防災科学技術研究所
独立行政法人放射線医学総合研究所
独立行政法人国立美術館
独立行政法人国立博物館
独立行政法人文化財研究所
独立行政法人国立健康・栄養研究所
独立行政法人産業安全研究所
独立行政法人産業医学総合研究所
独立行政法人農林水産消費技術センター
独立行政法人種苗管理センター
独立行政法人家畜改良センター
独立行政法人肥飼料検査所
独立行政法人農薬検査所
独立行政法人農業者大学校

独立行政法人林木育種センター
独立行政法人さけ・ます資源管理センター
独立行政法人水産大学校
独立行政法人農業・生物系特定産業技術研究機構
独立行政法人農業生物資源研究所
独立行政法人農業環境技術研究所
独立行政法人農業工学研究所
独立行政法人食品総合研究所
独立行政法人国際農林水産業研究センター
独立行政法人森林総合研究所
独立行政法人水産総合研究センター
◎独立行政法人経済産業研究所
独立行政法人工業所有権総合情報館
独立行政法人製品評価技術基盤機構
独立行政法人土木研究所
独立行政法人建築研究所
独立行政法人交通安全環境研究所
独立行政法人海上技術安全研究所
独立行政法人港湾空港技術研究所
独立行政法人電子航法研究所
独立行政法人北海道開発土木研究所
独立行政法人海技大学校
独立行政法人航海訓練所
独立行政法人海員学校
独立行政法人航空大学校
独立行政法人国立環境研究所

平成18年度末【8
法人】
(平成19年3月31
日)

◎独立行政法人国際協力機構
◎独立行政法人国際交流基金
◎独立行政法人科学技術振興機構
◎独立行政法人労働政策研究・研修機構
◎独立行政法人日本貿易振興機構
◎独立行政法人原子力安全基盤機構
自動車検査独立行政法人
◎独立行政法人自動車事故対策機構

平成19年度末【27
法人】
(平成20年3月31
日)

◎独立行政法人国民生活センター
◎独立行政法人北方領土問題対策協会
独立行政法人統計センター
◎独立行政法人平和祈念事業特別基金
独立行政法人造幣局
独立行政法人国立印刷局
◎独立行政法人通関情報処理センター
◎独立行政法人日本万国博覧会記念機構
◎独立行政法人宇宙航空研究開発機構
◎独立行政法人日本スポーツ振興センター
◎独立行政法人芸術文化振興会
◎独立行政法人日本学術振興会
◎独立行政法人理化学研究所
◎独立行政法人福祉医療機構
◎独立行政法人国立重度知的障害者総合施設のぞみの園

- ◎独立行政法人勤労者退職金共済機構
- ◎独立行政法人高齢・障害者雇用支援機構
- ◎独立行政法人農畜産業振興機構
- ◎独立行政法人農業者年金基金
- ◎独立行政法人農林漁業信用基金
- ◎独立行政法人緑資源機構
- ◎独立行政法人新エネルギー・産業技術総合開発機構
- ◎独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備機構
- ◎独立行政法人国際観光振興機構
- ◎独立行政法人水資源機構
- ◎独立行政法人空港周辺整備機構
- ◎独立行政法人海上災害防止センター

平成18年度末
～19年度末【3法人】
(平成19年3月31日
～平成20年3月31日)

- 【平成16年1月設立】
- ◎独立行政法人情報処理推進機構
- 【平成16年3月設立】
- ◎独立行政法人雇用・能力開発機構
- 【平成15年度中設立】
- ◎独立行政法人石油天然ガス・金属鉱物資源機構

平成18年度末
～20年度末【13法人】
(平成19年3月31日
～平成21年3月31日)

- 【平成16年4月設立】(13法人(先行独法からの移行1法人を含む))
- (◎独立行政法人情報通信研究機構)
- 独立行政法人国立病院機構
- ◎独立行政法人労働者健康福祉機構
- ◎独立行政法人医薬品医療機器総合機構
- ◎独立行政法人日本学生支援機構
- ◎独立行政法人海洋研究開発機構
- ◎独立行政法人国立高等専門学校機構
- ◎独立行政法人大学評価・学位授与機構
- ◎独立行政法人国立大学財務・経営センター
- ◎独立行政法人メディア教育開発センター
- ◎独立行政法人環境再生保全機構
- 【平成16年7月設立】
- ◎独立行政法人中小企業基盤整備機構
- ◎独立行政法人都市再生機構

(注) ◎は特定独立行政法人以外の法人(役職員に国家公務員の身分を与えない法人)を示す。

平成15年度に中期目標期間が終了する独立行政法人の見直しについて

平成15年12月24日
行政改革推進本部決定

平成15年度に中期目標期間が終了する独立行政法人は、独立行政法人教員研修センター1法人であるが、主務大臣から示された別添1の組織・業務全般の見直し案については、政策評価・独立行政法人評価委員会から、当本部よりの求めに応じ別添2の意見が提出されている。当本部は、主務大臣及び当該独立行政法人が、平成15年8月1日の内閣総理大臣の閣議発言及び前記委員会の意見を十分踏まえ、見直し案の具体化を進め、新たな中期目標期間に係る中期目標・中期計画等が厳しくかつ具体的なものとなるよう積極的に取り組むことを条件として、了解する。

当本部は、当該法人の見直しの具体化に当たって、前記の趣旨の徹底が図られるよう、主務大臣、当該独立行政法人及び総務省の政策評価・独立行政法人評価委員会から、必要に応じ説明を求め、所要の措置を要請することとする。

(別添1)

「独立行政法人教員研修センターの主要な事務及び事業の改廃に関する勧告の方向性」における指摘事項を踏まえた見直し案

平成15年12月24日
文部科学省

「勧告の方向性」を踏まえて、次期中期目標においては、以下の事項等を掲げることにより、事務・事業を改善。なお、この見直しの考え方により、平成16年度予算案の編成段階で具体的内容を整理するもの以外についても、平成16年3月までの間に、民間にできることは民間にゆだねる、地方にできることは地方にゆだねるとの観点から、独立行政法人として真に担うべき事務及び事業に特化・集中するとの考え方に立って検討を行い、次期中期目標・中期計画を策定する段階で、平成15年8月1日の閣議における内閣総理大臣発言を踏まえて、厳しく、具体的なものとなるよう明確にすることとする。

第1 学校教育関係職員に対する研修

- 教員研修センターは、国として実施すべき以下の研修に特化・集中する。
 - 1) 各地域の基幹たる校長・教頭等の教職員に対する学校管理研修
 - 2) 喫緊の重要課題について地方公共団体が行う研修等の先行段階としてセンターが行う研修
 - 3) 地方公共団体の共益的事業として委託等により例外的に実施する研修
- 各研修について、1)～3)の観点から精選・見直しを行う。このため、センターで実施する研修は初等中等教育関係の研修に限ることとし、国立大学職員関係、留学生関係の研修(計8事業)については、平成15年度をもって廃止、移管。
- 2)、3)の研修について、地方公共団体の期待に沿い、真に国の研修として行うべきものに精選・見直しを行うことにより、1)の研修への重点化を図る。

<平成15年度をもって廃止する研修>
・ 英語教育指導者講座

- ・ 総合学科等新科目実技指導講座
- ・ 国立大学事務長研修
- ・ 国立学校等課長補佐級研修
- ・ 国立学校等幹部職員研修(課長級)
- ・ 国立学校等幹部職員研修(部長級)
- ・ 会計事務特別研修
- ・ 地区別会計事務研修
- ・ 留学生交流研究協議会
- ・ 留学生担当者研修会

<現時点で平成16年度以降に廃止することとしている研修>

- ・ 「学習の評価」に関する研修(平成16年度をもって廃止)
- ・ 外国語指導助手に対する研修(中間期研修会)(平成16年度をもって廃止)
- ・ 教育情報化推進指導者養成研修(段階的に縮小し、平成17年度をもって廃止)

- 喫緊の重要課題に関する研修のうち、ブロック単位等、地方に出向いた開催による実施が効果的・効率的な研修については、今後、新規に行うものについては、平成16年度中に効果・効率性の検討、都道府県との調整の上、平成17年度より実施。具体的には、中期目標・中期計画の策定の段階において、文部科学省独立行政法人評価委員会の意見を踏まえつつ、明確にすることとなるが、比較的多くの指導者層の育成が必要なもの(カリキュラムマネジメント研修、国語指導力向上講座)を検討予定。
- 研修プログラムの一部でエルネット、eラーニング等を活用することが効果的・効率的な研修については、その活用も含めて検討し、平成16年度から一部の事業で試行を行い、受講者の意見等も聴取しつつ、効果・効率性を検討した上で平成17年度から本格実施。具体的には、中期目標・中期計画の策定の段階において、文部科学省独立行政法人評価委員会の意見を踏まえつつ、明確にすることとなるが、比較的長期間を要する研修(教職員等中央研修講座)を中心に検討予定。
- 民間企業等のノウハウを活かせる研修プログラムについては、連携・協力、共同実施の拡充を検討し、平成16年度に一部事業で試行を行い、効果・効率性を検討した上で、平成17年度から本格実施。具体的には、中期目標・中期計画の策定の段階において、文部科学省独立行政法人評価委員会の意見を踏まえつつ、明確にすることとなるが、民間企業等に一定のノウハウが存すると見込まれる研修(中央研修の「組織マネジメント」や「危機管理」、進路指導講座の「キャリア開発」、環境教育担当教員講習会の「環境教育プログラム」)を検討予定。
- 平成16年度からの各研修の具体的な企画・実施段階において、全ての研修について、必要な大学教員の活用や、連携・協力の拡充について検討し、それが効果的なものは実施する予定。また、大学の環境整備の状況を見つつ、今後、大学に移行できる研修プログラムについては、移行の検討を毎年度行う。
- 受講者の各地域での還元が望まれる研修については、受講者、派遣者に対して、推薦段階で研修成果の還元方策についての計画書提出を義務付け、フォローアップを行い、その状況を参考にすることにより、文部科学省独立行政法人評価委員会において毎年度厳正な評価を実施。

1. センターが担うべき各地域の基幹たる校長・教頭等に対する学校管理研修

- 本研修の受講者について、募集要項等において、受講者として、将来の各地域の教育実践、教育行政の中核的な活躍が期待される教職員を対象とすることを明確化(平成16年度より実施)。
- 研修内容について、使命感の醸成、国の教育改革、教育法規など、地方公共団

体が国に期待する研修内容(各地方公共団体では適切な講師の安定的な確保困難、全国的な教員の交流、討論、意見交換等により中核的教員としての自覚・意欲が喚起される、国や全国的な取組状況は県市単位では十分把握できない等に該当する研修)に精選し、実施する(全体的な研修効果を配慮しつつ、一般教養的なものは極力精選)。

- 受講者以外の者に対して、受講者の研修終了後の成果の還元・波及が図られるよう、エルネット、eラーニング等の活用、研修教材の作成等を一層図る。
- なお、具体的な研修内容等については、中期目標・中期計画の策定の段階において、文部科学省独立行政法人評価委員会の意見を踏まえつつ、明確にすることとする。
- 本研修を中核的教員のキャリアパスの一環として活用することが可能となるよう、受講者に対して研修終了時に研修成果報告書等の作成を義務付け、これらを任命権者に対して提供する。
- 成果報告書の具体的な内容等については、中期目標・中期計画の策定の段階において、文部科学省独立行政法人評価委員会の意見を踏まえつつ、明確にすることとする。

(1) 教職員等中央研修講座

- 各地域において中核的な役割を担う校長が、全校長の1/3と見込まれるので、これらの者が校長、教頭、中堅教員等のいずれかの段階で、中央研修を受講していることを目指す。このため、受講者について、基本的に校長、教頭等800人、中堅教員等1,000人と定員を設定。

<1/3の参考例>

1)東京都の指定校(小・中・高等学校合計の平均 : 36.2%)

- ・ 東京都の公立小学校1,354校(平成14年度「学校基本調査」)のうち、国、都又は市区町村から「研究開発学校」、「教育課程研究指定校」等の指定を受けている小学校は507校(37.4%)
- ・ 東京都の公立中学校653校(平成14年度「学校基本調査」)のうち、国、都又は市区町村から「研究開発学校」、「学力向上フロンティアスクール」等の指定を受けている中学校は222校(34.0%)
- ・ 東京都の公立高等学校212校(平成14年度「学校基本調査」)のうち、国又は都から「研究開発学校」、「教育課程研究指定校」等の指定を受けている高等学校は75校(35.6%)

2)岡山県の指定校(小・中・高等学校合計の平均 : 33.2%)

- ・ 岡山県の公立小学校436校(平成14年度「学校基本調査」)のうち、国、県又は市町村から「学力向上フロンティアスクール」、「学習指導カウンセラー派遣に係る調査研究事業」等の指定を受けている小学校は140校(32.1%)
- ・ 岡山県の公立中学校170校(平成14年度「学校基本調査」)のうち、国、県又は市町村から「研究開発学校」、「学力向上フロンティアスクール」等の指定を受けている中学校は52校(30.6%)
- ・ 岡山県の公立高等学校84校(平成14年度「学校基本調査」)のうち、国又は県から「研究開発学校」、「教育課程研究指定校」等の指定を受けている高等学校は37校(44.0%)

3)徳島県の指定校(小・中・高等学校合計の平均 : 33.9%)

- ・ 徳島県の公立小学校279校(平成14年度「学校基本調査」)のうち、国、県又は市町村から「教育課程研究指定校」、「学力向上フロンティアスクール」等の指定を受けている小学校は82校(29.4%)
- ・ 徳島県の公立中学校95校(平成14年度「学校基本調査」)のうち、国、県又は市町村から「学力向上フロンティアスクール」、「学習指導カウンセラー派遣事業」等の指定を受けている中学校は43校(45.3%)
- ・ 徳島県の公立高等学校48校(平成14年度「学校基本調査」)のうち、国又は県から「研究開発学校」、「学力向上フロンティアスクール」等の指定を受けている高等学校は18校(37.5%)

- 募集要項等において、受講者として、将来各地域において中核的な役割を担う校長等となる者を対象とすることを明確化(平成16年度より実施)。
- 研修内容について、中核的な校長に必要なものに精選を図った上で、研修の効果的・効率的実施のため、一部講義等について、エルネット、eラーニング等を活用した事前研修の実施や、このような機会を利用し、より幅広い教員が受講できるように措置することを検討し、具体的なものは中期目標、中期計画の策定の段階において明確にすることとする。
- また、集合研修は、演習等に重点化。現時点では、研修日数の縮減は、全体の研修効果を踏まえつつ、一般教養的なものの精選、「組織マネジメント」の全体講義等の事前研修への移行により、平成16年度から一部試行により行いつつ検証し、平成17年度より実施。「校長・教頭等」を22日→19日、「中堅教員」を32日→30日に研修日数を縮減予定。さらに研修内容の精選、事前研修への移行により、日数の縮減を検討。
 - <事前研修の例> : 「組織マネジメント」の全体講義をエルネットでの配信やビデオの活用により、自校を題材とした資料作成 等
 - <集合研修の例> : 「組織マネジメント」において、事前研修で作成した資料を活用した演習 等
- なお、具体的な事前研修、集合研修の内容等については、中期目標・中期計画の策定の段階において、文部科学省独立行政法人評価委員会の意見を踏まえつつ、明確にすることとする。
- 教員研修センターが行う研修のより一層の効果的実施のため、まず、職員の研修の企画・立案、実施能力等の専門性を、より一層高めるよう努める(平成16年度より職員を「研修の企画立案」に関する大学・民間の研修に派遣)。

(2) 教職員短期海外派遣研修

- 募集要項等において、受講者として、教頭・中堅教員で、中央研修の受講者の中から、優れた自主的調査研究課題を有する者を対象とすることを明確化(平成16年度より実施)。
- 研修の実施にあたり、下記のとおり改善を図る予定。
 - 1) 国の教育政策、諸外国の教育動向等を踏まえた研修テーマを設定した上で、受講者が教育実践等の自主的な調査研究課題を設定・実施。

- 2) センターは、設定した研修テーマにそって受講者から出されたテーマを基に、共同調査研究の研修プログラムをコーディネート。
- 3) 課題意識の向上、研修プログラムの充実を図るため、事前研修を効果的に推進
- 4) 教員研修センターは、派遣に要する旅費や派遣先で必要な経費の一部について負担・助成
- 5) 研修成果については、報告書作成を義務付け、教員研修センターに蓄積するとともに、全都道府県、指定都市、中核市に提供。

- 教職員派遣研修(短期)、教職員派遣研修(日米交流)、教職員派遣研修(若手)、教職員派遣研修(英語担当)の4事業について、受講者を真に中核的な教員に厳選する観点から、平成16年度に統合し、派遣研修プログラムを国の教育政策、諸外国の動向の把握をテーマの中心に再構築しつつ、派遣期間別に再編するとともに、派遣規模を縮小。(現時点では、平成16年度に2,053人を1,763人に、平成17年度に1,663人に、平成18年度には1,313人に削減(うち短期派遣については、平成16年度に1,566人を1,410人に、平成17年度に1,330人に、平成18年度には1,000人に削減)。)。

<統合する研修>

- ・ 教職員派遣研修(短期)
 - ・ 教職員派遣研修(日米交流)
 - ・ 教職員派遣研修(若手)
 - ・ 教職員派遣研修(英語担当)
- } 教職員等海外派遣研修(長期・短期)

- なお、具体的な派遣期間等の研修内容については、中期目標・中期計画の策定の段階において、文部科学省独立行政法人評価委員会の意見を踏まえつつ、明確にすることとする。

2 喫緊の重要課題について地方公共団体が行う研修等の先行段階としてセンターが行う研修

- 中期目標において、具体的な受講対象者、研修内容について提示。現時点の例としては、進路指導講座について、「各地域の指導主事等を対象に、平成18年度までの間に、小学校段階からの職業への意識の向上のための教育の定着を目指し、全国的な取組事例をもとに、企画、調整、専門的能力等を身につけさせ、各地域での還元、波及を図る。」などを検討中。

一方で中期目標期間中に新たに発生したテーマについては、状況によって委託等を活用して実施することについても検討。

- 中期目標において、研修内容に応じて、評価等を踏まえた廃止・テーマ見直しを行うことや、予め廃止期限・見直し期限を定める予定。
また、廃止を設定する研修以外は、次期中期目標期間終了時までの期間内で個別に見直し期限を設定し、文部科学省評価委員会において、毎年度評価を行い、手法等の必要な見直しを行う。

<平成15年度をもって廃止する研修>

- ・ 英語教育指導者講座
- ・ 総合学科等新科目実技指導講座
- ・ 国立大学事務長研修
- ・ 国立学校等課長補佐級研修
- ・ 国立学校等幹部職員研修(課長級)
- ・ 国立学校等幹部職員研修(部長級)
- ・ 会計事務特別研修
- ・ 地区別会計事務研修

- ・ 留学生交流研究協議会
- ・ 留学生担当者研修会

<現時点で平成16年度以降に廃止することとしている研修>

- ・ 「学習の評価」に関する研修(平成16年度をもって廃止)
(新制度の周知徹底が図られる見込みのため)
- ・ 教育情報化推進指導者養成研修(段階的に縮小し、平成17年度をもって廃止)
(国の政策(e-Japan重点計画)の目標が達成される見込みのため)
- ・ 外国語指導助手に対する研修(中間期研修会)(平成16年度をもって廃止)
(国として実施する役目を終える見込みであるため)

- なお、各研修ごとの具体的な受講対象者、研修内容、見直し期限等については、中期目標・中期計画の策定の段階において、文部科学省独立行政法人評価委員会の意見を踏まえつつ、明確にすることとする。
- 受講者について、募集要項等において、1)各教育委員会の指導主事、教育センターの研修担当指導主事、2)各教育委員会の研修講師等、各地域における研修等において中核的役割が期待される者(「勧告の方向性」と同趣旨。より明確化したもの。)を対象とすることを明確化(平成16年度より実施)。
- 一定の指導者層を養成し、一定期間経った後は、文部科学省独立行政法人評価委員会において評価を行った上で、地方で実施することが可能となるよう努める。
- 個々の研修において、エルネット、eラーニング等の活用で効果的・効率的に対応できるものは集合研修から除く(平成16年度以降、各研修の企画段階で内容を精査し、実施)。
- 受講者以外の者に対して、受講者の研修終了後の成果の還元・波及が図られるよう、エルネットの活用、研修教材の作成等を一層図る。

3 地方公共団体の共益的事業として例外的に実施する研修

- 下記の地方公共団体の共益的事業としてふさわしい研修事業については、社会経済情勢、研修参加率の状況、地方公共団体が単独で行った場合とのコスト比較等を踏まえつつ、必要最小限度の研修とするとともに、運営費交付金に依存することなく、地方公共団体の共益的事業として例外的に実施するものとする。このための第一段階として、国の「科学技術基本計画」、「ものづくり基盤技術基本計画」等の政府レベルの計画や、事業の類似性の観点から整理・統合し、中期目標・中期計画の策定の段階において、文部科学省独立行政法人評価委員会の意見を踏まえつつ、受講定員・日数等の研修実施方法について、当該目的に照らして必要最小限度のものとするとともに、すべて、地方公共団体との共催等により、派遣者負担を導入する(負担の考え方(次期中期目標期間段階においては1/2を目標)、地方の財政状況等を整理、勘案しつつ都道府県との調整が必要となることから、平成17年度より実施)。

<地方公共団体の共益的事業として例外的に実施する研修(平成17年統合後)>

- ・ 教職員国内派遣研修(仮称)
- ・ 新産業技術研修(仮称)
- ・ 高等学校産業教育実習助手講習(仮称)

第2 学校教育関係職員に対する研修に関する指導、助言及び援助

- 指導主事、研修担当指導主事等に受講対象者を厳選し、一定の指導者層を養成するとともに、研修の効果的・効率的な実施のためエルネット、eラーニング等を

活用した研修教材を提供することにより、各都道府県での研修実施を可能とする（平成16年度より実施）。

- ナショナルセンターとして、研修プログラムの内容、手法、講師情報等についての情報発信・提供機能をより一層充実・強化。また、新たに地方公共団体の研修に活用できるコンテンツづくりを推進（平成16年度より実施予定）。
- 地方公共団体に対する支援については、各地方公共団体に対するアンケート調査等を参考にしつつ、毎年度、文部科学省独立行政法人評価委員会において、厳正な評価を行い、次年度の支援策に適切に反映させる。

（別添2）

政委第24号
平成15年12月24日

行政改革推進本部長
内閣総理大臣 小泉 純一郎 殿

政策評価・独立行政法人評価委員会
委員長 村松 岐夫

「平成15年度に中期目標期間が終了する独立行政法人の見直し案 に対し意見を求めることについて」について（意見）

平成15年12月24日付け 閣副第220号をもって意見を求められた標記については、下記のとおり意見を申し述べる。

記

標記においては、独立行政法人教員研修センターについて、平成16年度予算編成過程において具体的な結論が得られた見直し案並びに新中期目標及び新中期計画の策定時に結論を得るべく引き続き検討を行うものの検討の方向性が示されており、これらは、いずれも「独立行政法人教員研修センターの主要な事務及び事業の改廃に関する勧告の方向性について」（平成15年11月13日付け政委第21号政策評価・独立行政法人評価委員会委員長通知）におおむね沿っているものとする。

文部科学省、独立行政法人教員研修センター及び文部科学省独立行政法人評価委員会においては、新中期目標及び新中期計画の策定に向けて、教育の構造改革の必要性を踏まえ、民間にできることは民間にゆだねる、地方にできることは地方にゆだねるとの観点に立って、独立行政法人として真に担うべき事務及び事業に特化・集中すべく、更に検討が進められることを期待する。

なお、当委員会としては、文部科学省、独立行政法人教員研修センター及び文部科学省独立行政法人評価委員会における今後の検討の取組を注視し、必要な場合には、中期目標期間終了後遅滞なく独立行政法人通則法（平成11年法律第103号）に基づく勧告を行うとともに、政府の行政改革推進本部に所要の報告を行うこととする。